

土砂災害に備えて

石岡市役所 防災対策課
☎ 0299-23-1111(代表)

土砂災害は、急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）や土石流、地すべりといった土砂の移動によって受ける被害であり、地震や大雨により発生しやすくなります。

このマップは皆さんが住んでいる地区の中で、土砂災害が発生した場合に被害を受けるおそれのある範囲を示し、適切な避難行動に役立てていただくことを目的として作成したものです。

土砂災害から身を守るために、どんな場所が危険であるかを知り、いざというときに備えましょう。

石岡市での土砂災害の種類と前兆現象

急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）

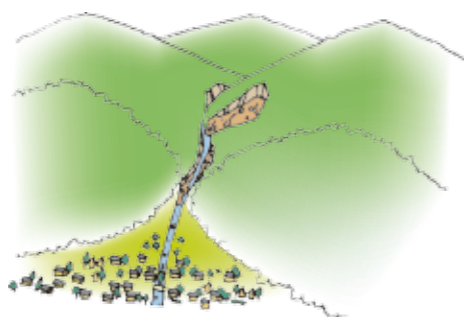


雨や地震などの影響により斜面が突然崩れ落ちる現象です。突発的に起こり、一瞬にして崩れ落ちるため、大きな被害をもたらします。

前兆現象

- ◆小石がパラパラ落ちてくる
- ◆斜面に割れ目ができる
- ◆斜面から水が湧き出す

土石流



山腹や川底の石や土砂が、大雨によって一気に下流へ流れ出す現象です。時速 20～40km という速度で、辺りの樹木や家を押して流してしまいます。

前兆現象

- ◆山鳴りや木の折れる音・岩がぶつかる音がする
- ◆雨が降り続けているのに、川の水位が下がる
- ◆川が濁ったり流木が流れてくる

地すべり



比較的緩やかな斜面で、地下水などの影響で地中の粘土層などのすべりやすい面がゆっくり動く現象です。広い範囲で発生するため、被害も大きくなります。

前兆現象

- ◆道路や斜面にひび割れが生じる
- ◆木の根の切れる音がする
- ◆地鳴りや家鳴りがする
- ◆家や樹木が傾く

土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域とは

土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域は、「土砂災害防止法※」に基づき、茨城県が指定しています。

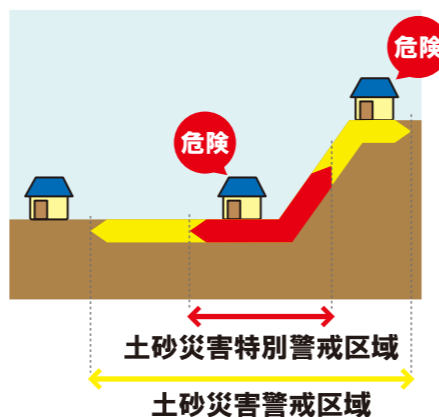
※土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）

土砂災害が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域。危険の周知、警戒避難体制の整備が行われます。

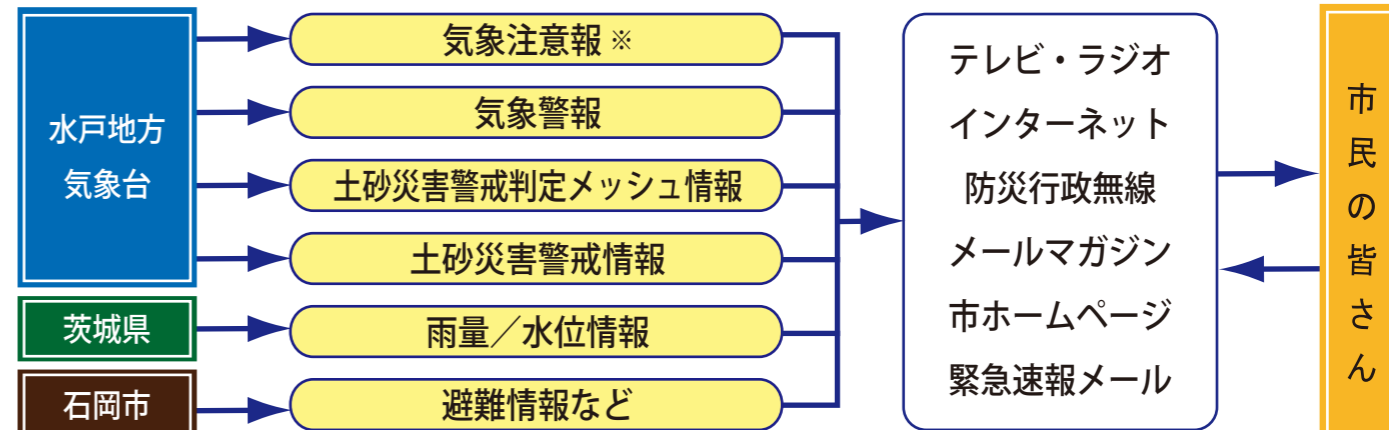
土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）

土砂災害が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域。特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われます。



防災情報の伝達経路

防災情報は、各機関から下図のような経路で伝達されます。テレビ・ラジオ・インターネットなどを活用して情報を収集してください。また、避難先でもこれらの情報が受け取れるように備えましょう。



※気象注意報は、テレビ、ラジオ、インターネット等でご確認ください。

土砂災害警戒情報

大雨により今後2時間以内に土砂災害が発生するおそれが高まったときに、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報です。水戸地方気象台と茨城県が共同で発表します。

土砂災害警戒判定メッシュ情報

土砂災害警戒情報や大雨警報（土砂災害）等を補足する情報です。土砂災害警戒判定メッシュ情報で、土砂災害発生危険度が高まっている詳細な領域を把握することができます。

避難情報の種類

災害のおそれがある場合、市から状況に応じて避難情報が発令されます。避難情報には、下の3つの種類があります。避難準備情報などが発令されていない場合でも、危険や不安を感じたときは、自主的に避難してください。

避難準備・高齢者等避難開始	災害時における要配慮者など避難行動に時間を要する方は、避難を開始してください。
避難勧告	対象地区の方は、避難を開始してください。
避難指示（緊急）	対象地区の方は、一刻も早く避難してください。危険が間近に迫っています。

情報の入手先



「ぼうさいいしおか」
防災行政無線自動応答テレホンサービス

24時間以内に放送された防災行政無線からの放送内容が確認できます。

0120-99-6907

石岡市メールマガジン



登録はコチラ

防災の心得

早めに避難する

大雨で土砂災害の危険性が高まったとき、「土砂災害警戒情報」が発表されたら、早めに自主避難をしてください。土砂災害警戒情報が発表されていなくても、普段と異なる状況に気づいたら、すぐに避難してください。自主避難をされる際は、事前に市までご連絡をお願いします。

避難方法を知る

土砂の流れる方向に対して、直角に、少しでも高い場所へ逃げるようにしましょう。



避難場所を決める

普段から家族全員で避難場所や安全な避難経路を確認しておきましょう。避難場所までの経路は複数検討しておきましょう。

